

序章 高松市の概要及び環境保全行政

第1節 自然的・社会的条件

1 位置及び面積

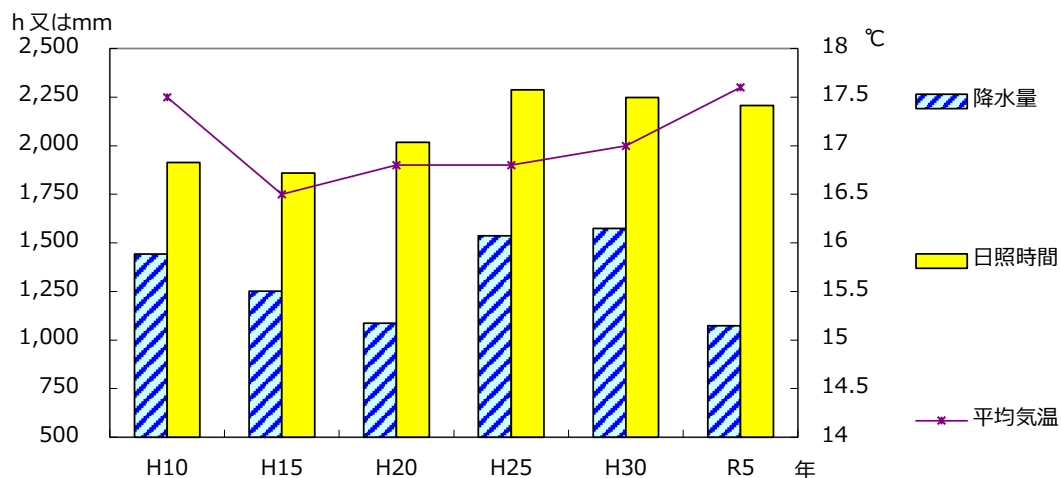
本市は四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置します。北部は国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島等の島が点在しています。中央部は、讃岐平野と丘陵地が広がり、数多くのため池が点在し、田園景観を形成しています。南部は讃岐山脈で最も高い竜王山や大滝山が連なっており、人の暮らしと調和した豊かな自然に恵まれています。

位置と面積	東経 134°02' 北緯 34°20' 面積 375.67km ²
広ぼう	東西 23.6 km 南北 35.9 km

(令和6年3月31日現在)

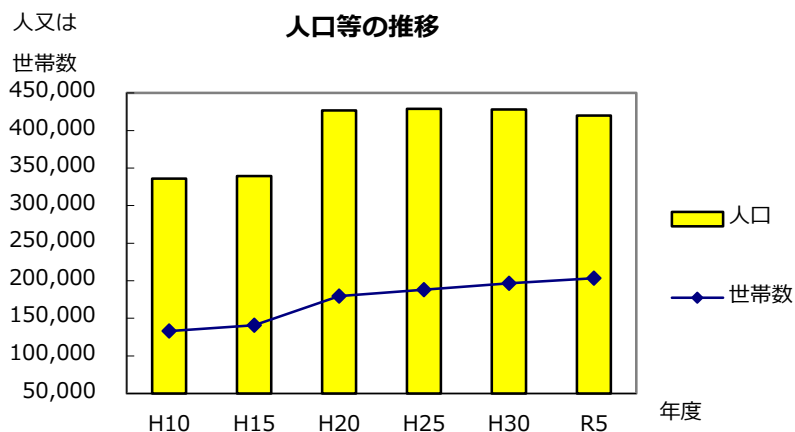
2 気象

本市は瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。また、瀬戸内海に面していることから、晴れた穏やかな日には、海陸風が発達するなどの局地循環もよくみられます。(巻末資料 121 P <資料 1>)



3 人口等

本市の人口及び世帯数は、平成 17 年 9 月 26 日に塩江町と、平成 18 年 1 月 10 日に牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣 5 町と合併したことにより、大幅に増加しました。近年は、人口はほぼ横ばい、世帯数はやや増加傾向にあります（巻末資料 121 P <資料 2>）

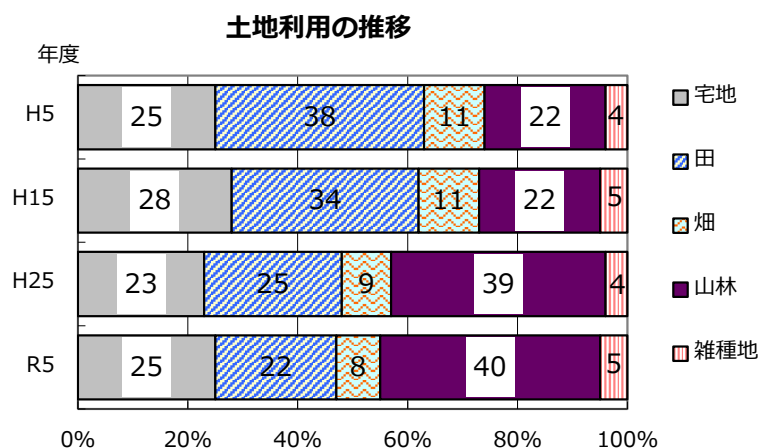


※各年 10 月 1 日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

4 土地利用等

(1) 土地利用の推移（固定資産税課税分の高松市内における土地の地目の割合）

宅地、田、畑、山林などの地目別土地利用面積の推移をみると、田や畑が減少傾向にありますが、近隣町との合併により、山林は大幅に増加しています。



※固定資産評価面積による。

(2) 都市計画区域指定面積 240.44k m²（令和 6 年 3 月 31 日現在）

平成 12 年 5 月に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)が大幅に改正され、線引き制度が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となりました。これを受け、香川県の「香川県都市計画基本構想検討委員会」から、平成 14 年 5 月「都市計画区域を再編し、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論が出ました。

本市では、平成 14 年 8 月に庁内に「高松市都市計画検討委員会」を設置し、県が策定する都市計画区域マスタープランと連携を図りながら、新たな土地利用コントロール制度について、都市計画決定等の手続きを行い、平成 16 年 5 月 17 日に施行しました。

(3) 用途地域指定面積 約 6,489ha（令和 6 年 3 月 31 日現在）

平成 18 年 3 月 31 日に、同年 1 月 10 日に合併した牟礼町、香川町及び国分寺町の一部の用途地域において、建ぺい率を改めて定め、高松市の用途地域とする変更を行いました。また、令和 4 年 1 月 28 日に朝日町地区の公有水面埋立地において、用途地域（準工業地域）を指定しました。（巻末資料 121 P <資料 3>）

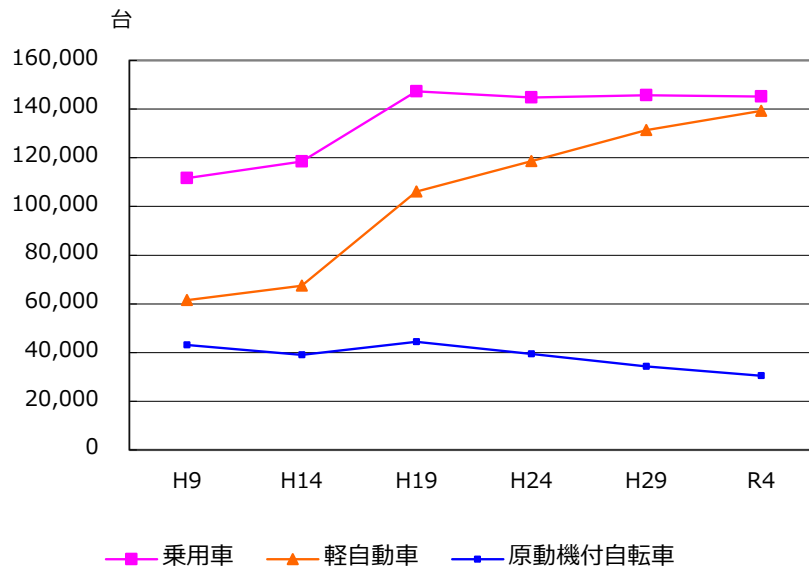
5 産業の概況

本市の産業は、前の土地利用状況を示すグラフで田畑が減少しているのと同様に、第 1 次産業の割合が低くなっている反面、第 3 次産業の割合が全体の 8 割以上と高くなっています。（巻末資料 121 P <資料 4>）

6 交通

自動車登録台数等は、平成 18 年度までは乗用車、軽自動車ともに増加傾向にありましたが、それ以降は、乗用車と原動機付自転車が減少傾向となっています。軽自動車については、平成 18 年度以降も増加傾向になっています。（巻末資料 122 P <資料 5>）

自動車登録台数等の推移



第2節 組織

1 脱炭素社会推進本部

高松市が脱炭素社会の形成に向け、施策を総合的・計画的に推進するため、これまでの庁内推進組織である環境問題庁内連絡会議に代わり、新たに脱炭素社会推進本部を設置しました。令和2年12月3日の市長定例記者会見で、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。この宣言を受け、高松市脱炭素社会推進本部を立ち上げ、全庁的な体制のもと、脱炭素の取組を進めています。（巻末資料122P＜資料6＞）

区 分	職 名 等
本部長	市長
副本部長	副市長 (環境局担当)
委員	副市長
	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	消防局長
	病院局長
	教育局長

脱炭素社会推進本部の構成

2 環境審議会

高松市環境審議会は、従前の公害対策審議会を発展的に継承し、高松市環境審議会条例（平成7年条例第37号）に基づいて、平成7年11月1日付けで初代委員の委嘱が行われました。その任務は、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

審議会は、平成7年11月16日に市長から環境保全に関する基本的な条例に盛り込むべき内容について諮問を受け、慎重審議の末、平成8年1月31日に答申がなされ、高松市環境基本条例（平成8年条例第20号）が制定されました。

また、令和5年12月20日には、市長から本市の環境基本計画に関する諮問を受けました。令和6年2月29日にその答申がなされ、令和6年度～令和13年度の8年間を計画期間とする高松市環境基本計画が策定されました。（巻末資料123P＜資料7＞）

3 廃棄物減量等推進審議会

高松市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年条例第16号）第17条の規定により、平成6年2月に設置されました。（巻末資料123P＜資料8＞）

4 産業廃棄物審議会

高松市産業廃棄物審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合及び産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施

設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成 10 年条例第 46 号)第 8 条の規定に基づき、平成 11 年 5 月 1 日に設置されました。

平成 14 年 11 月 11 日及び平成 30 年 10 月 10 日に、市長から「設置許可申請のあった産業廃棄物処理施設の計画が周辺地域の生活環境保全上適正な配慮がなされているか」について諮問を受け、特に支障はない旨の答申がなされました。

5 地球温暖化対策実行計画推進協議会

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会は、高松市地球温暖化対策実行計画の策定及びその推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 10 月 13 日に設置されました。(巻末資料 124P <資料 9>)

6 水環境協議会

高松市水環境協議会は、本市の持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市持続可能な水環境の形成に関する条例(平成 22 年条例第 42 号)に基づき、平成 22 年 12 月 1 日に設置されました。

なお、令和 2 年度以降は、環境局において、水環境対策について一括して事業の進行管理を行うこととしたことにより、その役割を引き継いだ「高松市環境審議会」から意見を聴くこととしたため、令和 2 年 11 月末をもって、高松市水環境協議会を廃止しました。

第3節 環境の保全及び創造に関する条例

1 環境基本条例

環境の今日的課題に対応していく上での条件整備の一環として、平成 8 年 3 月、高松市環境審議会の答申を経た上で、高松市環境基本条例を制定しました。その内容は、環境の保全及び創造に関する理念を定め、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

2 持続可能な水環境の形成に関する条例

先人たちが苦労を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたちに引き継いでいく、すなわち「持続可能な水環境の形成」が求められています。

本市では、この「持続可能な水環境の形成」に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年 9 月に本条例を制定しました。

3 公害防止条例

本市では、昭和 47 年 4 月に公害防止条例を制定し、公害関係法令を補完するとともに、大気汚染や騒音の防止等に対して市独自の規制等を導入することにより、本市の公害防止施策の実施に大きな役割を果たしています。

4 環境美化条例

本市は、昭和 54 年 9 月に「環境美化都市宣言」を行い、同年 11 月に高松市環境美化都市推進会議を発足させ、中央通りの一斉清掃を始めとする各種の環境美化意識の啓発事業を推進してきました。

また、中央通り等の中心部について、たばこの吸い殻のポイ捨て防止を重点的に推進する区域を「歩きたばこ禁止区域」として指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止する措置を講ずるため、平成 18 年 3 月に条例を改正しました（施行は同年 6 月 1 日）。

しかしながら、禁止区域内以外の区域では、依然として空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てが後を絶たない現状にあったため、平成 21 年 12 月に環境美化条例を一部改正し、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」

を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました（施行は平成 22 年 4 月 1 日）。

5 廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成 4 年 7 月に抜本的に改正されたことを受け、それまでの高松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正したもので、廃棄物の排出量の増大と質の多様化、不法

投棄等の不適正処理の問題等に対応し、将来にわたって適正な処理を維持するため、排出者の責務の明確化、排出の抑制、再生利用の促進等を盛り込み、これら廃棄物処理の体系を具現化するため、整備したものです。

6 都市公園条例

本市の都市公園の設置及び管理についての規定であり、都市公園については、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）によるほか、本条例が適用されます。内容としては、公園の設置等についての公告規定、公園の管理について公園内での行為を特定し、制限するほか、法に基づく占用等の届出、使用料、有料の公園施設の使用、監督処分、指定管理者等を規定しています。

7 緑化条例

本市における緑の保全、回復による緑のまちづくりを推進するため、市、事業者、市民の責務を規定するとともに、緑化計画の策定、緑化街区の指定及び緑化協定制度を設け、そのための助成措置を定めるとともに、工場の緑化に関する助言などを規定しています。

8 美しいまちづくり条例

高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちとし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、景観と環境美化に関する施策の一体的推進に必要な事項を規定した美しいまちづくり条例を、平成 21 年 12 月に制定しました。

9 景観条例

景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づく、良好な景観の形成のための行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、美しいまちづくり条例の基本理念にのっとり、景観形成に必要な事項を定めることにより、景観の保全、形成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的として、平成 24 年 3 月に「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に改正し、平成 24 年 7 月に施行しました。

10 屋外広告物条例

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としています。

平成 25 年 9 月には、規制対象地域を市域全域に拡大し、色彩基準を導入しました。

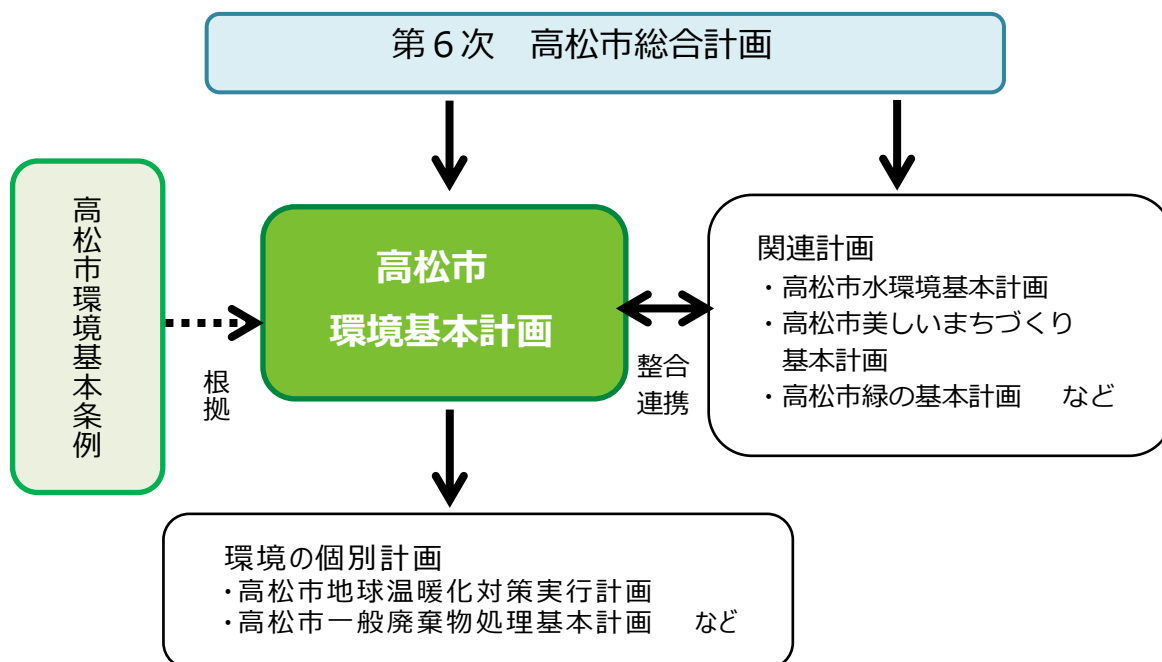
また、平成 30 年 3 月には、一定規模以上の屋外広告物に対して、安全点検の義務化を導入しました。

第4節 計画の推進

1 環境基本計画

(1) 計画の位置付け

本計画は、高松市環境基本条例に基づき、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されている計画です。市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するため、市の施策とともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示しています。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、第6次高松市総合計画の基本構想期間と同じく、平成28年度から令和5年度までの8年間としています。

(3) 計画の対象

本計画が対象とする範囲は、次のとおりです。

- ア 生活環境（大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など）
- イ 自然環境（生物、森林、里山、農地など）
- ウ 都市環境（公園、緑化、都市景観など）
- エ 循環型社会（廃棄物、水循環など）
- オ 地球環境（地球温暖化対策など）
- カ 環境保全活動（環境教育、環境学習、市民参加活動など）

(4) 計画の構成

本計画は、目指すべき環境像として「人と自然が調和し 未来へつなぐ地球にやさしい田園都市 たかまつ」を掲げ、これを実現するための6つの基本目標と14の施策の柱で構成されています（11P「環境基本計画の施策体系図」）。6つの基本目標は、次のとおりです。

また、施策の柱ごとに、数値目標として 49 項目の環境指標が定められています（令和 5 年度の環境指標の達成状況は、巻末資料 173 P を参照）。

基本目標 1 「資源を大切に作る循環型社会を築きます」

ごみの減量や適正処理、不法投棄の防止、資源の循環利用に取り組み、限りある資源を有効に活用する持続可能な循環型社会を築きます。また、水資源の循環利用を推進します。

基本目標 2 「地球環境の保全に積極的に取り組みます」

私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は、地球環境にも影響を与えています。一人ひとりが自らの問題として捉え、地域から地球環境保全に資するため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化などを促進し、地球温暖化の防止に努めます。

基本目標 3 「安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります」

安心して生活できる環境を維持するため、水環境や大気環境の保全を始め、騒音、振動、悪臭、有害化学物質の対策にも取り組みます。環境汚染を未然に防止し、市民が安心して、健康に生活できる環境を守ります。

基本目標 4 「身近な自然環境を守り育てます」

海、山、河川など、自然環境を守るとともに、自然環境に関心を持ち、理解を深められるよう、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めます。

基本目標 5 「うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります」

公園の整備や緑化の推進、美しい景観の保全に取り組み、うるおいとやすらぎのある快適な環境を創出します。また、自動車に依存しない交通体系の整備や、公共交通の利用促進、自転車利用の推進など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標 6 「環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます」

環境を良好に保つためには、一人ひとりの意識の向上が不可欠で、これまで掲げてきた 5 つの基本目標すべてに通じるものです。

環境について関心を持ち、理解を深め、環境を意識した行動を促すため、環境教育・環境学習を充実させるとともに、次世代を担う子どもたちが、環境を守ることの大切さを学べるよう、学校における環境教育を推進します。

また、自主的な環境保全活動が促進されるよう取り組みます。

(5) 計画の推進

ア 計画の推進体制

脱炭素社会推進本部及び幹事会を中心として、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

イ 計画の進行管理

高松市脱炭素社会推進本部 本部会及び同幹事会と、学識経験者及び市民・事業者の代表で構成された市長の諮問機関である高松市環境審議会に定期的に進捗状況を報告し、意見や提言を受ける中で、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ります。

また、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。

ウ 計画の見直し

計画の中間年である令和元年度において、各施策の取組状況を踏まえ、第4章「施策の展開」、第5章「計画の進捗」の取組や指標目標値などを見直しました。

また、上水道事業の広域化など、水環境施策をめぐる状況変化を踏まえ、水環境施策を効果的に促進するため、関連計画の1つである高松市水環境基本計画の進行管理を、本計画において一体的に行うため、必要な見直しを行いました。

今後も、本市の環境や社会情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

(6) 次期環境基本計画の策定

計画の期間が、令和5年度で終了したことから、新たな環境問題に対応し、本市の環境行政をさらに推進していくため、令和6年度を始期とする新しい環境基本計画を令和6年3月に策定しました。

この計画の概要は、次のとおりです。

【目指すべき環境像】

「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ

【計画の構成】

基本目標1「脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組めます」

基本目標2「限りある資源を大切に作る循環型社会を形成します」

基本目標3「豊かな自然環境を守り育てます」

基本目標4「安全で安心して暮らせる生活環境を守ります」

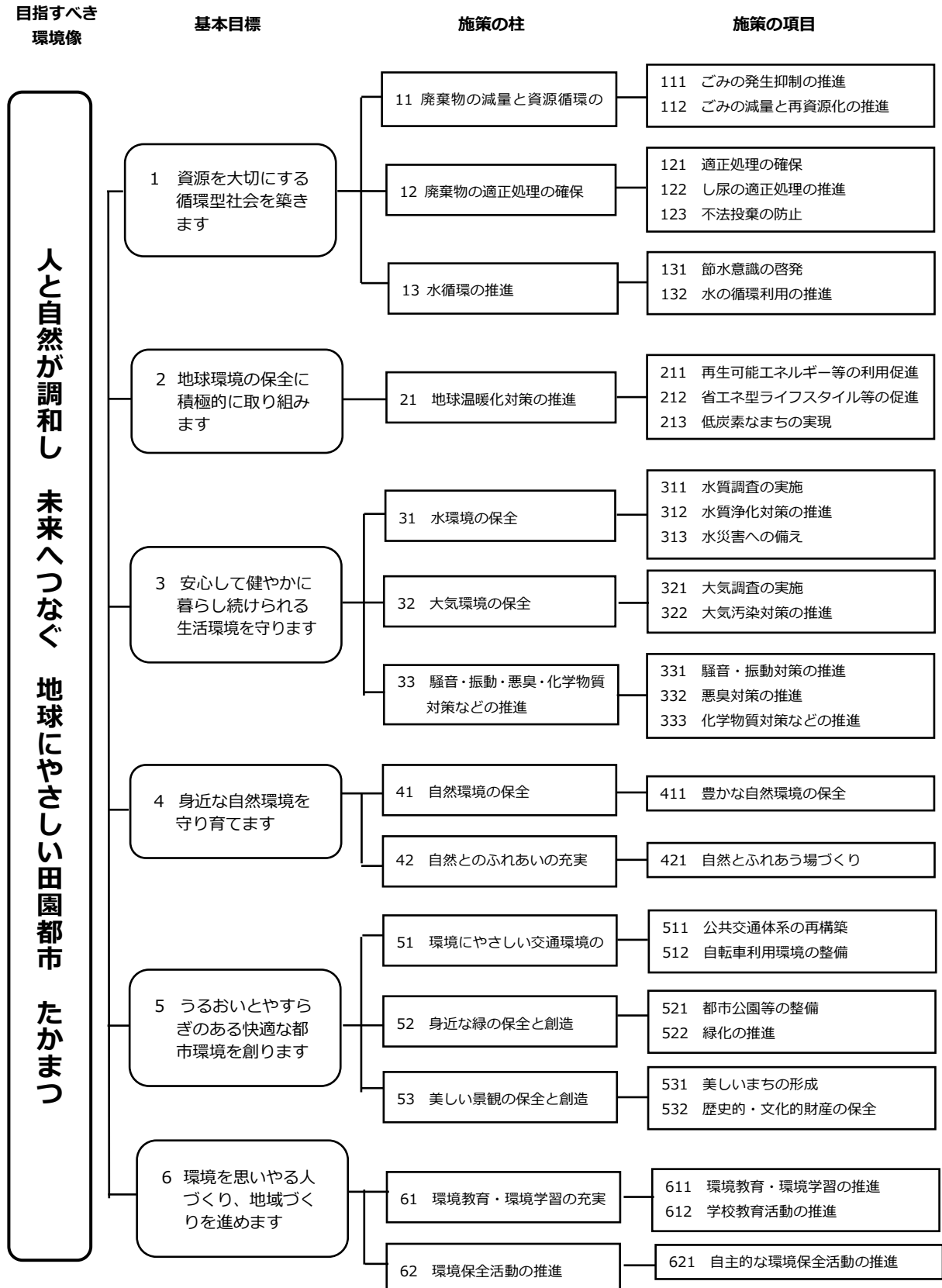
基本目標5「美しく快適な都市環境を確保します」

基本目標6「環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます」

【計画期間】

令和6年度から令和13年度までの8年間

環境基本計画の施策体系図



2 地球温暖化対策実行計画

(1) 計画の概要

平成 20 年 6 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、中核市等においては、市域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等に関する施策等を含めた実行計画の策定が義務付けられたことに伴い、本市においても、平成 23 年 2 月に「高松市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その後、国が地球温暖化対策計画を策定するなど、本市の計画を取り巻く状況に大きな変化を来していることを踏まえ、令和 4 年 3 月一部改定を行いました。

改定後の計画では、目標の実現に向けて、4 つの基本施策のもと 12 の主要施策を定め、脱炭素型ライフスタイルの普及促進や再生可能エネルギー等の拡充などに取り組むとともに、市役所の率先行動等を通じて、温暖化対策を推進することとしています。

ア 計画期間 平成 29 年度～令和 12 年度

イ 対象区域 高松市全域

ウ 削減目標 温室効果ガス排出量を令和 12 年度に基準年度
(平成 25 年度) 比 46%削減

(2) 温室効果ガス排出量の状況

高松市における令和 3 年度の温室効果ガス排出量は、2,263 千 t-CO₂ (※1) であり、平成 25 年 (計画の基準年) と比べ、約 36.2%減少しています。温室効果ガス排出量が減少した主な原因としては、排出割合の大きい家庭部門からの排出量が大きく減少したことなどが挙げられます。

項 目	内 容	H25	R 3
温室効果ガス総排出量	二酸化炭素換算排出量	3,544千t-CO ₂	2,263千t-CO ₂

※1 算定に必要な各種データの公表時期の関係で、算定可能な直近年は令和 3 年度となります。また、算定に必要なデータの一部が確定していないため、暫定値で計算しています。

注) 平成 27 年に環境省から、従来の算定方法に替えて「積上法による排出量算定支援ツール」等が公表されたことにより、改定後の実行計画の基準年 (平成 25 年度) 以降の算定分については、新算定方法による算定結果となります。平成 25 年度において新旧算定結果を比較すると、新算定方法では、旧算定方法の結果より約 3%少なく算定されます。(ただし、民生家庭部門の電力由来による CO₂ 排出量については、電力自由化による影響で新算定方法による算定が困難なことから、旧算定方法の按分法で算定しています。)

3 エコシティたかまつ環境マネジメントシステム

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、地方公共団体の事務事業に関して温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定と公表が義務付けられました。また、平成 20 年に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が改正され、事業者としてのエネルギー使用量の削減、報告の義務等が課せられました。

そこで、本市においても、従来の取組である「高松市役所における環境行動率先実行計画」及び「ISO14001 環境マネジメントシステム」を集約・一元化し、市の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、本市独自の環境マネジメントシステムである「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を平成 23 年 10 月に策定しました。

その後、平成 29 年 3 月に、本システムの第一次運用期間が満了したこと、また、本システムと関連する計画である「高松市地球温暖化対策実行計画」の改定が進められたことから、これに合わせて、計画期間及び基準年度を見直すとともに、温室効果ガスの排出量の削減目標についても同実行計画の目標値を踏まえ、削減目標を 30%とするシステムに改定しました。

また、令和元年 3 月には、本システムの削減目標を、政府の地球温暖化対策計画の削減目標である 40%と遜色のないものとする、また、その目標達成を確実にするため、現行の推進体制を、全庁的な P D C A サイクルを有したカーボン・マネジメント体制に改め、体制の拡充・強化を図り、本市の事務事業から生じる環境負荷の、より一層の低減と事務の効率化を推進していくために改定しました。

そして、本システムの第 1 次運用期間が令和 2 年度で終了することから、その他環境配慮項目である用紙類使用量と上水道使用量の削減については、第 2 次運用期間の目標を定めて、引き続き取り組むものです。

(1) システムの概要

ア システムの運用期間 平成 29 年度～令和 12 年度

イ システムの対象範囲 市の全ての課(室)・施設等における事務事業
(指定管理者制度を導入している施設を含む約 600 施設)

ウ 環境目標として設定する項目

令和 12 年度までに市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を基準年度である平成 25 年度から 40%削減。

エ 削減の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」に定められた 6 物質のうち、市の事務事業において発生量が微小なもの及び排出量の把握が困難なものを除く。

削減の対象とする温室効果ガス	排 出 源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	・電気、ガス、燃料等の使用 ・廃棄物の焼却	1
メタン(CH ₄)	・廃棄物の焼却	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	・下水・し尿処理 ・公用車の使用	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・公用車のエアコン使用	1,430

オ 今後の取組

(ア) 再生可能エネルギーの積極的な活用

a 市有施設に太陽光発電の設置(継続)

b 下水汚泥消化ガスの有効利用(継続)

c 廃棄物焼却に伴う余熱の利用と発電(継続)

(イ) 公用車への低公害車、低排出ガス車の導入の推進

(ウ) 市有施設の省エネ改修

(2) 環境目標として設定する項目の実績等(令和5年度)

対象項目		単位	平成25 (2013)年度	令和5 (2023)年度	年度比較増減(%)
			<基準年度>		2023/2013
エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	電気	kWh	90,205,993	79,736,418	▲ 11.6
	都市ガス	m ³	923,820	1,429,496	54.7
	A重油	ℓ	969,522	278,563	▲ 71.3
	軽油	ℓ	38,282	19,812	▲ 48.2
	ガソリン	ℓ	10,222	10,025	▲ 1.9
	灯油	ℓ	1,601,790	819,324	▲ 48.8
	LPガス	kg	268,769	238,169	▲ 11.4
	地域熱供給	GJ	17,125	12,069	▲ 29.5
	公用車燃料	軽油	163,282	118,176	▲ 27.6
		ガソリン	341,479	260,953	▲ 23.6
		天然ガス	80,516	24,811	▲ 69.2
非エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂)	プラスチックごみ 焼却量	t	11,695	8,353	▲ 28.6
	合成繊維ごみ焼 却量	t	2,925	2,746	▲ 6.1
メタン (CH ₄) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	廃棄物焼却量	t	123,320	112,525	▲ 8.8
	下水処理量	m ³	28,065,147	38,774,464	38.2
	し尿処理量	m ³	63,252	65,913	4.2
	公用車走行距離	km	3,920,164	3,013,522	▲ 23.1
ハイドロフルオロ カーボン (HFC-134a)	公用車使用台数	台	730	696	▲ 4.7
温室効果ガス排出量 総合計(CO ₂ 換算)		t-CO ₂	118,298	71,540	▲ 39.5% (2030目標 ▲40%)

ア 事務事業から排出される温室効果ガスの削減(二酸化炭素換算)

基準年度(H25)	R 5 実績値	対基準年度比	目標値(R12)
118,298 t- CO ₂	71,540 t- CO ₂	60.5%(▲39.5%)	70,979 t- CO ₂ (▲ 40%)

イ その他の環境配慮項目の取組

(ア)用紙類使用量の削減(コピー用紙等使用量：A 4判換算)

基準年度(R1)	R 5 実績値	対基準年度比	目標値(R6)
61,344,500 枚	60,065,025 枚	97.9% (▲2.1%)	57,050,385 枚 (▲7%)

※「用紙類使用量」は、本市の施設において1年間に購入した用紙類の総数

(イ)上水道使用量の削減(施設床面積1㎡当たりの上水道使用量)

基準年度(R1)	R 5 実績値	対基準年度比	目標値(R6)
0.80 ㎡/㎡	0.74 ㎡/㎡	92.4%(▲7.6%)	0.78 ㎡/㎡ (▲3%)

※本市の施設において、1年間に使用した上水道(施設床面積1㎡当たり)の使用量

(3) 環境に配慮した公共工事への取組

ア 公共工事における環境配慮への取組の実施

市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工の各段階において、環境に配慮した取組を行い、環境保全を図り、環境に調和した施設の整備に努めました。(巻末資料 124P <資料 10>)

年 度	R5
環境に配慮した工事件数	256

イ 公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる施設の設置に努めています。(巻末資料 124P <資料 11>)

年 度	R5
設 置 数	0

4 高松市の環境方針

環境方針は、環境マネジメントシステムを運営していく上での、組織の基本的な姿勢を表明するものです。

高松市環境基本計画にて設定している望ましい環境像である「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」の実現に寄与するため、平成 28 年度の見直しに合わせて新しい環境方針を定めました。

高 松 市 環 境 方 針

1 基本理念

高松市は、北は多島美を世界に誇る瀬戸内海、南は緩やかな勾配をたどりながら讃岐山脈に連なり、田園豊かな讃岐平野には、丘陵と河川、さらに多くのため池が点在する、多様な自然に恵まれています。

多くの先人たちによって守り継がれてきたこの恵み豊かな自然環境を、より良好な状況で、将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務であり、そのためには、市民、事業者及び行政の三者がより一層連携・協働して取り組むことで、環境への負荷の少ないまちを目指すとともに、市民が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していかなければなりません。

このことから、行政自らが率先して環境に配慮した行動を推進し、本市の望ましい環境像である「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」の実現を目指します。

2 基本方針

- (1) 高松市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造のための各種施策を積極的に推進し、人と自然が調和した田園都市を目指します。
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーや廃棄物の減量、再資源化に努めます。
- (3) 環境マネジメントシステムを継続的に運用・改善するため、組織の運営体制を整備するとともに、役割と責任の所在の明確化を図ります。
- (4) 環境関連法令、条例、協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的及び環境目標を設定し、定期的に見直し、継続的な改善を図ります。
- (6) 全職員が環境方針を理解し、環境方針に沿った環境に配慮した行動が実施できるよう研修を行います。
- (7) 環境方針および環境マネジメントシステムに基づく実践活動の結果を公表します。

平成 29 年 3 月 24 日

高松市長 大西 秀人